

情報提供

那医発第 368 号

令和 8 年 9 月 3 日

施設長 各位

那覇市医師会

会 長 玉井 修

副 会 長 宮城 政剛



平素より医師会事業へのご支援ご協力賜り感謝申し上げます。

沖縄県医師会より「特定保健医療材料の定義について」の一部改正について」の通知が届きましたのでご案内申し上げます。

☆ 問合せ先（那覇市医師会 事務局：宮城・前泊 / 電話 098-868-7579）

記

沖医発第 793 号

令和 8 年 8 月 19 日

地区医師会長 殿

沖縄県医師会

会長 田名 耕



「特定保険医療材料の定義について」の一部改正について

今般、日本医師会より、標記文書が発出されましたのでお知らせいたします。

本件は、「特定保険医療材料の定義について」の一部改正についての通知となっております。

令和 8 年 7 月 31 日付け保医発 0731 第 1 号厚生労働省保険局医療課長通知をもって「特定保険医療材料の定義について」（令和 8 年 3 月 5 日保医発 0305 第 4 号）の一部が改正され、令和 8 年 8 月 1 日から適用されております。

詳細につきましては、文書管理システムをご確認ください。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知の上、貴会会員への周知方につきご高配を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

記

- 「特定保険医療材料の定義について」の一部改正について

(令和 8 年 8 月 7 日 (日医発第 900 号) (保険))

※関係文書は文書管理システムへ掲載いたします。

沖縄県医師会事務局保険課：赤嶺

TEL：098-888-0087

FAX：098-888-0089

hokenka@okinawa.med.or.jp

日医発第 900 号（保険）
令和 8 年 8 月 7 日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長
松本吉郎
(公印省略)

「特定保険医療材料の定義について」の一部改正について

令和 8 年 7 月 31 日付け保医発 0731 第 1 号 厚生労働省保険局医療課長通知をもって「特定保険医療材料の定義について」（令和 8 年 3 月 5 日保医発 0305 第 4 号）の一部が改正され、令和 8 年 8 月 1 日から適用されました。

つきましては、今般発出された通知による改正内容について、貴会会員に周知くださるようお願い申し上げます。

(添付資料)

「特定保険医療材料の定義について」の一部改正について

(令和 8 年 7 月 31 日付け 保医発 0731 第 1 号 厚生労働省保険局医療課長、
厚生労働省保険局歯科医療管理官)

保医発 0731 第 1 号
令和 8 年 7 月 31 日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

殿

厚生労働省保険局医療課長
（公印省略）

厚生労働省保険局歯科医療管理官
（公印省略）

「特定保険医療材料の定義について」の一部改正について

今般、下記の通知の一部を別添のとおり改正し、令和 8 年 8 月 1 日から適用することとするので、その取扱いに遺漏のないよう、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底を図られたい。

記

別添 「特定保険医療材料の定義について」（令和 8 年 3 月 5 日保医発 0305 第 4 号）
の一部改正について

別添

「特定保険医療材料の定義について」
(令和 8 年 3 月 5 日保医発 0305 第 4 号) の一部改正について

- 1 別表のⅡの 058 (3) ③オ i を次のように改める。
 - i 材質が表面酸化処理ジルコニウム合金又は窒化表面硬化処理チタン合金であること。

(別添 参考)

「特定保険医療材料の定義について」(令和8年3月5日保医発0305第4号)の一部改正について

(傍線の部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
(別表) I (略) II 医科点数表の第2章第1部、第3部から第6部まで及び第9部から第12部までに規定する特定保険医療材料(フィルムを除く。)及びその材料価格 001～057 (略) 058 人工膝関節用材料 (1)～(2) (略) (3) 機能区分の定義 ①・② (略) ③ 大腿骨側材料・全置換用材料(間接固定型)・特殊型 次のいずれにも該当すること。 ア～エ (略) オ 金属イオン溶出又は摩耗粉の低減を目的として、以下のいずれかの加工等が施されているものであって、その趣旨が薬事承認又は認証事項に明記されていること。 i 材質が表面酸化処理ジルコニウム合金又は窒化表面硬化処理チタン合金であること。 ii (略) ④～⑰ (略) 059～244 (略) III～IX (略)	(別表) I (略) II 医科点数表の第2章第1部、第3部から第6部まで及び第9部から第12部までに規定する特定保険医療材料(フィルムを除く。)及びその材料価格 001～057 (略) 058 人工膝関節用材料 (1)～(2) (略) (3) 機能区分の定義 ①・② (略) ③ 大腿骨側材料・全置換用材料(間接固定型)・特殊型 次のいずれにも該当すること。 ア～エ (略) オ 金属イオン溶出又は摩耗粉の低減を目的として、以下のいずれかの加工等が施されているものであって、その趣旨が薬事承認又は認証事項に明記されていること。 i 材質が表面酸化処理ジルコニウム合金であること。 ii (略) ④～⑰ (略) 059～244 (略) III～IX (略)